

## 鹿角市公告第36号

次の特定空家等（空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月10日

鹿角市長 笹本 真司

### 1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 鹿角市十和田大湯字中田10番地8
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造2階建
- (4) 規模 延床面積 約170㎡

### 2 所有者等において行うべき措置の内容

- (1) 当該特定空家等の全ての除却又はこれに相当する措置をとること。
- (2) 当該特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分すること。
- (3) 当該特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

### 3 措置の期限

令和8年4月30日

### 4 鹿角市長等による措置

3の期限までに2の措置が行われない場合は、鹿角市長又はその命じた者もしくは委任した者が2の措置を行い、所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。

### 5 この公告の責任者

鹿角市市民部 生活環境課長